

2020年9月28日

各 位

会 社 名 株式会社アースインフィニティ
代 表 者 名 代表取締役社長 濱田 幸一
(コード番号：7692 JASDAQ)
問 合 せ 先 取締役管理部長 浅原 香織
(TEL 06-4797-7522)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2020年9月10日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行及び自己株式の処分等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、2020年9月28日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行及び自己株式の処分の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金 1,547円
(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行及び自己株式の処分を中止する。)
- (2) 募集株式の払込金額の総額 85,085,000円
- (3) 仮 条 件 1,820円から1,970円
- (4) 仮 条 件 の 決 定 理 由 当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

2. 第三者割当による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金 1,547円
- (2) 募集株式の払込金額の総額 71,007,300円

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しの概要

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 募 集 株 式 数 | ① 公募による募集株式発行
当社普通株式 17,800株 |
| | ② 公募による自己株式の処分
当社普通株式 37,200株 |
| (2) 売 出 株 式 数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 251,000株 |
| | ② オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限45,900株 |
| (3) 需 要 の 申 告 期 間 | 2020年9月30日(水曜日)から
2020年10月6日(火曜日)まで |
| (4) 価 格 決 定 日 | 2020年10月7日(水曜日)
(募集価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申 込 期 間 | 2020年10月8日(木曜日)から
2020年10月13日(火曜日)まで |
| (6) 払 込 期 日 | 2020年10月15日(木曜日) |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 2020年10月16日(金曜日) |

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である濱田幸一（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2020年9月10日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式45,900株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2020年10月16日（上場日）から2020年11月12日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である濱田幸一及び売出人である坂本守孝、当社株主である浅原香織、一氏亮佑及び白川功は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2021 年 4 月 13 日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2020 年 9 月 10 日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。